

議会基本条例（前文及び目的の規定）（各会派等案）

大阪維新の会 堺市議会議員団	公明党 堺市議会議員団	ソレイユ堺	日本共産党 堺市議会議員団	自由民主党・ 市民クラブ	会派に属さない議員 （田中丈悦議員）	会派に属さない議員 （長谷川俊英議員）
<p>前文 前文に規定する事項は、議会基本条例案(別紙)として示します。</p>	<p>前文 日本国憲法において、地方自治体にはその議事機関としての議会の設置や、議会の議員と執行機関である地方自治体の長はそれぞれの選挙を通じて市民から信任を得て、その役割を果たす二元代表制をとることが規定されている。</p> <p>また、この二つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いを尊重し、それぞれ適切にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>しかし、地方自治体の長が議会に比してより多くの権限を有する現状の中、地方主権の確立に向けて国と地方の関係の大きな変化とあいまって、議会がその役割を新たに創造し、市民の期待にこたえる議会の実現を目指すことが求められている。</p> <p>よって、堺市議会は、市民への責任を果たすため、議会や議員の役割及び活動原則、議会と執行機関との関係及び議会と市民との関係等を今一度明らかにし、市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>前文 中世から世界にその名を知られた自治都市・堺の系譜を受け継ぐ堺市議会は選挙で選ばれた市民の代表者である議員によって構成される住民自治の要である。</p> <p>我が国の地方自治制度は、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制を採用しており、相互に独立対等な立場で、市政運営をしていく仕組みとなっている。</p> <p>行政需要が増大する今日、地方分権時代の自律的な自治運営の強化と、大都市が抱える様々な問題に迅速かつ適切に対応するためには、市民の代表として熟議を重ね、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかを実効的に監視できる議会と、行政の執行責任者として、市の施策を実施する市長の両者が、それぞれ適切に役割を果たすことが求められる。</p> <p>近年、地域のことは地域が決めるという「地域主権」への転換が進められていく中、堺市政をより市民の視点に立った「開かれた場」としていくためには、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる協働型議会のさらなる充実・強化が求められている。</p> <p>私たち堺市議会は分権改革によって大きくなった議会の役割と活動理念を明らかにし、歴史と伝統に裏付けられた本市の住民自治と民主主義を進展させ、市民の負託に的確にこたえとともに、自ら議会改革に取り組み、市民福祉の向上及び市政の持続的発展に寄与するために、この条例を制定する。</p>	<p>前文 日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定の機関としての役割を担っている市民自治の要である。</p> <p>堺市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>前文 議会は、地方公共団体における議事機関であり、直接選挙によって市民の負託を受けた議員によって構成される。議会の議員は、<u>日本国憲法によって規定された二元代表制のもとで、同じく選挙によって選ばれた行政の執行権限者である市長と、相互に独立対等な立場に立って抑制と均衡の関係を保ちながら市政を運営する責務を担っている。</u></p> <p>堺市議会は、<u>政令指定都市の議会として多くの市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることが求められ</u>おり、日本国憲法が保障する主権在民の原理に基づき、市の抱える諸課題や市政の方向性を広く市民に明らかにしながら、市民に開かれた議論の場となることが期待されている。</p> <p>地方分権の時代の進展とともに地方公共団体の役割と責任、市民の行政需要が拡大する中、議会がしっかりと機能することが健全な地方自治の推進に不可欠であり、議会を構成する議員が市民から負託された期待に応えるためには、自ら議会改革を進めるとともに、<u>議会の果たすべき責務を明確に規定し、その権限と機能を強化していくことが必要である。</u></p> <p>よって、地方公共団体における健全な民主主義と公正な行政の執行を確保するために、この条例を制定する。</p>	<p>前文 日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。</p> <p>議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、議会は、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、市政を運営していく仕組みとなっています。</p> <p>いま、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現めざす地方主権が求められる時代にあつて、市民の身近な存在として、市民の多様な意見を聴取し、市の意思や政策に適切に反映させていく議会の機能をさらに高めるとともに市民の議会と市政への参画を進めていくことが求められています。</p> <p>そこで、私たち堺市議会は、市民の負託にこたえ、市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における住民自治と民主主義のを進展させ、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。</p>	<p>前文 本市は、中世「堺」における市民自治の発祥を誇りとし、「自治都市・堺」の実現に努めてきました。本市議会においても、昭和58年、市民の直接請求に基づく「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」(堺市政倫理条例)を制定するなど、議会の改革と市民参加を試みてきました。</p> <p>いま、さらなる地方分権の推進や住民主権の拡大によって地方自治の発展をめざす時代にあつて、市議会の基本的権能を高め、より多くの市民の市政への参画を促すため、ここに議会基本条例を制定します。</p>

大阪維新の会 堺市議会議員団	公明党 堺市議会議員団	ソレイユ堺	日本共産党 堺市議会議員団	自由民主党・ 市民クラブ	会派に属さない議員 (田中丈悦議員)	会派に属さない議員 (長谷川俊英議員)
(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、市民から負託を受けた議員が、議員としての良心に基づき、議員及び議会の活動原則を定め、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明らかにするとともに、議会の政策立案、法制機能及び市長等に対する監視機能を強化し、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の市民に対し、言論の府としての議会の本来的役割と責任を果たし、地方自治体としての自己決定と自己責任の原則を実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治及び二元代表制の趣旨に基づき、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民との協働による開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の増進及び市勢の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、自主的かつ自律的な議会運営を実現するため、議会の基本理念、議員の責務および活動原則等を定め、市民の最高意思決定機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく、市民に開かれ、市民に身近な活力ある議会を創造し、もって市民福祉の向上及び市政の持続的な発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制のもとでの議会と議員の役割を果たすとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感ある議会を作り上げることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、堺市議会(以下、「議会」という。)及び堺市議会議員(以下、「議員」という。)に関する基本となる事項を定め、 <u>議会の理念と意義、責務と機能、活動と組織を明確にし、自主的かつ独立性を保った議会運営によって</u> 、市民福祉の向上と社会の安寧に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、堺市議会(以下「議会」という。)及び堺市議会議員(以下「議員」という。)の責務、活動の原則等を明らかにするとともに、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係、市民との関係等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、堺市議会(以下「議会」という。)及び堺市議会議員(以下「議員」という。)の責務、活動の原則、組織、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係、市民との関係等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。